

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第 1 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 自 平成 20 年 5 月 9 日 19 時 00 分

至 平成 20 年 5 月 9 日 20 時 00 分

2 場 所 上富良野町役場 審議室

3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・大柳 房子

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 英治

被 保 険 者 代 表 杉本 隆一・鎌田 孝徳・小松 紀代美

(欠席委員 園田 明弘・岡本 康裕)

事 務 局 副町長・町民生活課長・高橋主幹

北川主査・及川主査・鹿嶋主査・末永主任

4 付議議題

- ・国民健康保険税条例の一部改正について

1 町長挨拶	
副町長	皆様方には夜分ご参集いただき誠にありがとうございます。既にご承知のとおり暫定税率が4月30日衆議院において再可決され、併せて地方税法等の関係法案等も同様の扱いとなったところでもあります。2月の運営協議会において国保税率の改正案についてご説明したところですが、いよいよ正式に議会に国保税条例を上程していく時期が近づいてきたところでもあります。本来であれば、6月議会というのもひとつの選択肢であるかとは思いますが、発布の時期等を勘案しますと、5月中に議会に議案を上程して適用していきたいという諸事情もございまして、本日、国保運営協議会の委員の皆様のご意見を賜り、それを踏まえた上で正式に上程していきたいと考えているところでもあります。今回は税条例に関係する案件を中心にご審議いただきたいと思っております。
2 会長挨拶	
会長	今副町長の方からもお話しありましたように国保税条例の改正を諸般の事情により5月の臨時議会に上程してまいりたいということで、急遽皆様にご参集いただきました。新年度に入り、後期高齢者医療制度が新たにスタートしたこともあってマスコミを中心に非常ににぎやかな時期がありましたが、それに伴い国民健康保険税の条例を一部改正しなくてはならないとのことでありまして、本日の諮問事項等につきましては、皆様に審議検討いただき来るべき5月臨時議会へ提案していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
	今回の運営委員会の議事録署名委員について事務局案は。
町民生活課長	大柳委員・鎌田委員にお願いしたいと思っております。
会長	今回の運営委員会の議事録署名委員は大柳委員・鎌田委員にお願いします。
3 報告事項	
(1) 平成19年度国民健康保険税納付状況について	
及川主査	H20.3.31現在の収納状況から調定額、収納額について説明(議案P1により説明)
会長	何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)

(2) 平成 19 年度国民健康保険給付状況について	
及川主査	一般被保険者、退職被保険者、老人保健分に分けて H19 年度の数字が出揃っていないため 11 ヶ月分の保険給付額等について説明（議案 P2～7 により説明）
会 長	例年、夏場は医療費が下降する傾向にあると思うが、19 年度は 7 月から 9 月に医療費が急激に伸びている。何が原因なのか。
及川主査	7、8、9 月に心疾患の手術や脳疾患の手術が集中し、10 件で費用額が 2,300 万という月がありました。1 件当たりの医療給付が増高、また住民検診結果によって腎臓の疾患が見つかったケースもあったところです。
会 長	本年度においては、一時的傾向ということですね。
渋江委員	最近金は無い者は病院に掛かるなどといった受診を抑制するような社会的風潮もあって、病院に掛かりたくても受診を控えているような状況を招いており、病状の重症化に結びついていると思われます。
会 長	他に何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
4 諮問事項	
(1) 国民健康保険税条例の一部改正について	
及川主査	後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額の追加、税率の改正、特定世帯の世帯割減額措置規定、国保税減免規定について説明（議案 P8～14 により説明）
会 長	後期高齢者医療制度への移行により単身世帯になる者は 5 年間世帯割が半額になるとのことだが、例えば夫が後期高齢者で妻が 2 年後に 75 歳に到達し後期高齢者に該当した時点でこの軽減措置は打ち切りということですか。
町民生活課長	打ち切りとなります。夫婦間に 5 歳以上の年の差があれば 5 年間軽減対象となるケースもあるということです。
会 長	他に何か質問・意見等ありませんか。
大柳委員	2 人世帯だと軽減が受けられて 3 人以上の世帯は軽減が受けられないとの説明でしたがどういったケースが考えられますか。
及川主査	例えば夫が 75 歳、妻が 74 歳、それに加えて息子の 3 人世帯は夫が後期高齢者医療に移り、後期高齢者医療の保険料を払うこととなり、妻と息子が国保で 2 人

	世帯を形成するということになります、ここに掲げる 5 年間の軽減措置はあくまで単身世帯という制限が設けられているため、2 人以上の世帯となる場合は世帯員の人数で多少世帯割額が薄まるという意味合いもあって対象外となります。そういった世帯にとっては後期高齢者医療保険料と国保税をあわせますと、割増感があるのかなといった懸念はあります。
会 長	ひとつ確認しておきたいが、条例改正の中で災害等による減免規定が設けられています、今まで国保税条例の中で謳われてはいなかったのですか。
及川主査	国保税条例の一項目に徴収・減免事項については徴税条例に準じるものとして謳われており、これまで明確化されていなかったので、この度の被扶養者の減免事項と併せて項目立をして明確化しておきたいということであります。
会 長	災害とはどの程度のものまでを指すのですか。
町民生活課長	具体的には火災、風水害、冷害、農業被害ですが、例えば農業被害では前年対比で半分しか収穫できなかった、また 10 分の 1 しか収穫できなかった、火災では全焼したなど、具体的な状況や数字をもって更に規定を設けていくこととしています。
松井委員	後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、基礎賦課額が 4 7 万円に引き下げられるとのことですが、従来の老人を含めた状況と比較すると運営上は軽減された状況になるのか。それとも苦しくなるのか。
町民生活課長	高齢者人数が 1, 200 人程度国保の構成人数から減るような状況となり、従って総体の運営資金は少なくなります。その状況下で脳血管障害など重大な手術をし 1 人で 7~800 万の医療費が掛かるような被保険者が頻発すると今よりも不安定な運営になることが予想されます。反面、受診率の高い高齢者層が後期高齢者医療に移行したことにより国保は受診率の低い年齢層で構成されることによって、これまでより医療費が抑制される一面もあり相反する要素があるのかという押さえはしているところです。
渋谷委員	簡単に言うと、分母（被保険者数）が減った後も分子（医療給付費）がこれまでと変わらなかったり、多額の治療費が掛かるような大きい病気が入ってくると運営は当然苦しくなるし、分子のうち 75 歳以上の方に掛かる医療費割合が高ければこれまでより楽になるということだと思います。
町民生活課長	おそらく後期高齢者医療側が財政的に苦しい状況になることが予想されると

	ころではあります。
及川主査	とはいえ、年齢別の人口構成が逆ピラミッド型を呈しており国保の被保険者数が3,500～3,600人で現在と変わらないとしても、今後平均年齢は上がってきて後期高齢者の抜けた国保側も医療費の掛かる年齢層の割合が増える傾向になると思われま
会 長	高齢者の医療給付はどういった形で行われるのですか。
町民生活課長	後期高齢者医療広域連合が保険者となり行うこととなります。
会 長	国保税の課税方式は地方税法で決まっており、これに基づいてパーセンテージを算出したとの説明でしたがこれほどこの自治体でも同じ取扱いなのですか。
及川主査	補足いたしますと、資料 11 ページの下段にあるように課税方式は一人・一世帯が均等に納める応益割、所得・資産に応じて収める応能割の2段階となっており、これを原則 50 対 50 の割合にもっていく事が法で定められています。50 対 50 の割合を崩すことは可能ですが、例えば応能割を 6 割まで引き上げると、現在上富良野町の国保税は 7 割、5 割、2 割の軽減措置を講じ低所得者の軽減の対応をしているところではありますが、応能割合が 55%を超えますと、7 割、5 割、2 割の軽減割合を 6 割、4 割の軽減割合対応に変更しなくてはならず、低所得者層に負担を強いる形となってしまいます。従いまして町村単位ではこの 4 方式を採用している所がほとんどであります。大都市ですと均等割、所得割の 2 方式を採用している自治体が多い状況にあります。
松井委員	所得割や資産割に設定されているパーセンテージに上限は設定されているのですか。
町民生活課長	先程の説明にもあったとおり、応能割合と応益割合は地方税法で決まっているものでありましてその根拠に基づき適正な数値として逆算方式により値を求めたものが今回お示ししている案となります。パーセンテージには上限は設けられてはおりません。
会 長	他に何かございますか。無ければ原案のとおり議会に上程するというところでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会 長	以上で報告案件、諮問事項等がありましたが、他に何もなければ、これで本日の運営協議会を終わりたいと思います。